

平成28年(ワ)第224号

原告 寺本泰之

被告 豊橋市 外1名

第2準備書面

平成28年10月1日

名古屋地方裁判所 豊橋支部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 齋藤 尚

第1 「検閲」と表現行為に対する事前抑制の原則禁止

- (1) 憲法21条2項前段にいう「検閲」とは、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不適當を認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」[最高裁昭和61年6月11日大法廷判決 民集40巻4号872頁(以下、「昭和61年判決」という。)など]。

そうすると、本件では、原告の表現行為に対して事前抑制をしている主体は地方議会であり行政権ではなく、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的にその内容を審査したか明らかでないから、「検閲」には当たらない。

この点で、原告は、本件の議会質問・答弁掲載がなされなかったことが、憲法21条2項前段にいう「検閲」に当たるとの主張は撤回する。

- (2) しかし、昭和61年判決が指摘しているとおり、「表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物とその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし視聴者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとなら

ざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる」。

そして、昭和61年判決の事案では、北海道知事選挙に出馬を予定していた人物の評価に関する記事につき、「出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、・・・その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない」。ただし、その様な場合であっても、①「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的でないことが明白であって」、かつ②「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」は、「例外的に事前差止めが許される」と判示した。

- (3) 本件では、議会だよりという、市民に対して、豊橋市の行政内容を告知する出版物の事前抑制が問題となっている。これは、昭和61年判決の公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判と同様に、公共の利害に関する事項であるから、その事前抑制は、憲法21条の趣旨から、原則として禁止される。

それでは、本件事前抑制が例外的に許されるのか、以下、検討する。

第2 本件事前抑制の内容と違法性

(1) 本件事前抑制の内容

本件では、原告は、豊橋市議会だより編集委員会委員長向阪秀之から配布された「議会だより掲載内容の提出について(依頼)」(甲2)に基づいて議事録から抜粋した原稿を提出した。

原告が提出した原稿は、平成27年6月議会議事録から、自分の質問の一部を適示し、それに対する堀内一孝副市長の全文の掲載を求めるものであった(甲3)

しかし、被告豊橋市議会議会事務局前澤から、原告が提出した原稿では掲載できないと、案文を添えて変更を求められた(甲4, 5)。

それに対して、原告が議事録通りの掲載を求め続けると、被告豊橋市議会は、原告の原稿を掲載しないまま、議会だよりを発行し、原告の質疑掲載予定欄には、原稿が希望する抗議文言(甲6)も掲載されなかった(甲7)。

(2) 豊橋市情報公開条例との不適合

豊橋市議会は豊橋市情報公開条例の実施機関である。したがって当該条例を遵守する立場にある。

豊橋市情報公開条例 第1条には、その目的が「この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。」と定められている。

しかるに、被告豊橋市議会は、原告が選択した、議事録という公文書の内容を改ざんして市民に伝えようとしている。このような被告豊橋市議会の対応は、市民の知る権利に資するとは到底言えない。

(3) 豊橋市議会基本条例との不適合

豊橋市議会議員は、豊橋市議会基本条例を遵守しなければならない。

豊橋市議会基本条例(甲11)第6条には市民への情報開示が定められ3項には、議会は「ありのままの情報を積極的に発信する」、4項には「適切な資料公開を行う」と義務付けている。

これらの義務は、議員にとってはありのままの情報を発信することを権利として定めたものでもある。議員が議事録を改ざんして、市民に提供する片棒を担ぐことなど決してあってはならない。

(4) 豊橋市議会だより編集委員会規約との不適合

豊橋市議会議員は、豊橋市議会だより編集委員会規約に則り議会だよりに一般質問の原稿を掲載することができる。原稿に関する規約は4条に定められている。被告豊橋市議会は、本件のやり取りを正当化しようとして、平成27年8月24日に規約を変更し、議員以外の第三者が手を加えることを可能にしようとしているが、これが、上記情報公開条例及び議会基本条例に反することは明らかである。

第4条(内容)

編集に当たっては、見出し、写真、イラスト、図面等を有効に活用し、読みやすい紙面の作成に配慮する。具体的には下記により構成される。

(1) 一般質問及び代表質問の掲載部分は、質問者が選択する。

本会議における質問・答弁の要旨を1問1答で掲載する。

1議員当たり原則1問とする。

議員名、会派名、顔写真を掲載する。

掲載順については、原則質問順とする。

(3) 写真・イラスト

写真・イラストは、レイアウトを考慮する中で、必要に応じ当該記事の内容に適したものを掲載する。

(5) 許されうる事前抑制の範囲

議会だよりは、豊橋市民に広く、行政の現状・問題点・改善策などを広報する極めて高度な社会的価値を持つ出版物である。

また、議会だよりに議事録を引用するときには、議場に足を運ばない住民に配慮する意味でも、できるだけ正確に引用すべきである。

結局、その内容が事前抑制され、削除されるべきものとして許されるのは、議会での質問・答弁・その他の発言が撤回されるような誹謗中傷や不穏当発言に限られるというべきである。

そして、本件で被告豊橋市議会が原告に対して変更を求めた点を見るに、その様な誹謗中傷や不穏当発言は見当たらない。

(6) 侵害された原告の利益

原告の質疑・それに対する答弁が、原告の原稿内容に違法性もないのに不掲載としたことは表現の自由の侵害にあたる。

また議会活動を豊橋市内の 12 万世帯に報せることができなかったことによって原告は豊橋市議会議員としての職責を果たす機会(豊橋市議会基本条例第 6 条 3 項で保障される「議員活動を市民に等しく伝える権利」)を失った。

さらに、議会だよりの不掲載理由は、原告に知らせることもなく、したがって承諾もなく掲載された。そして内容は「ルールに基づき編集方法、掲載内容について、本人と協議致しましたが、一致をみることはできませんでした。」とある。この表現はあたかも原告がルールを守っていないかのような印象を与えた。複数の市民から「ルールを守らないのか。」という意見が寄せられた。原告はこの編集委員会によって作られた不掲載理由で、議員としての名誉を棄損され、人格権が侵害された。

(7) 結語

以上の通りであるから、被告豊橋市議会が、平成27年6月議会だよりに、原告の求めに応じ、質問・答弁を掲載しなかったことは、原告の人格権を保障した憲法 13条、憲法21条(原告の表現の自由、検閲を禁止したその趣旨、豊橋市民の知る権利)、豊橋市議会基本条例第6条3項に違反し、違憲・違法である。

以上